

令和 7 年度第 6 回埼玉地方最低賃金審議会議事録

- 福田会長 ただいまから令和 7 年度第 6 回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。
- まず委員の出席状況と傍聴者について事務局から報告をお願いします。
- 賃金室長 ただいま公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名にご出席いただいております。よって、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。
- 傍聴者は 5 名です。
- 福田会長 本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により公開とし、議事録についても同じ運営規程により公開することといたします。
- 本審議会の議事録確認者をあらかじめ、指名いたします。
- 公益代表は私が、労働者側は矢島委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。資料について事務局から説明してください。
- 専門監督官 資料はございません。
- 福田会長 わかりました、ありがとうございます。議題 1、埼玉県最低賃金の改正決定についてです。
- 事務局から説明をお願いします。
- 賃金室長 埼玉県最低賃金の改正についてはこれまでのところ専門部会での結論が出ておらず、専門部会報告書の取りまとめには至っておりません。
- 福田会長 事務局から説明があった通り、専門部会報告書が出来上がっていないので、埼玉県最低賃金の改正決定についての答申は明日以降に持ち越しとなります。
- 次に、議題 2 ですが、特定最低賃金改正の必要性の有無について、これについては、8 月 1 日の第 3 回本審で県最賃の改正に関する結論が出た後で最終的な判断をすることで皆様のご了承を得ておりますので、次回以降に持ち越します。
- それでは議題 3 に移りまして、議題 3、その他ですが、委員の皆様

から何かありますでしょうか。事務局から何かありますか。

賃金室長 ありません。

福田会長 以上で本日の議事は全て終了いたしました。

 次回は明日 8 月 8 日 9 時 3 0 分からの専門部会終了後に実施する予定です。

 以上で本日の審議を終了いたします。ありがとうございました。